

議第9号

高島市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

高島市長 福井正明

---

高島市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

高島市学校給食共同調理場設置条例（平成17年高島市条例第116号）  
の一部を次のように改正する。

別表マキノ学校給食センターの項および新旭学校給食センターの項を削る。

付 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。